

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する告示案等 に対する意見募集の結果

意見募集期間:平成27年1月28日～平成27年2月26日

意見提出件数:1件(個人1件)

整理番号	意見概要	考え方
1	<p>安全や信頼性を通信回線事業者や回線非設置事業者へ押し付けるなどとは的外れとしか思えない。障害が起きない通信回線はない。通信回線は、故障、停電、地震、火事など、障害は必ず起こるという前提で、「情報システム管理者」が自社への悪影響がミニмумになるようにセキュリティ・ポリシーを作り最適な通信システムを構築するのである。その基本原則は、通信回線の冗長化であり、誤り制御、暗号化、再送やバックアップである。セキュリティ・ポリシーを決められない回線事業者に、安全や信頼性は手出しできない。予備機などどんなに準備しても、止まるという障害は「ゼロ」にならない。なお、CtoC や BtoC などの個人の利用客に対しては通信できなくなることを承知すべきものであろう。東日本大地震などの破壊力に耐えられるものは作れないし、もし作ったにしても超高額になり誰も使えない。(技術伝承コム)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本基準は、御意見にあるように、障害が起きないことはないとの前提に立った上で、安全・信頼性を確保するために考えられ得る対策について、①できる限り障害が起こらないようにするための事前対策、②障害が起きてしまった時に被害を最小限にするために迅速な措置をするための準備対策、③今後同様の障害が起こらないようにするための事後対策の観点からまとめたものです。</p> <p>なお、本基準は、電気通信事業者等が安全・信頼性対策を考える際の参考としてもらうためのガイドラインになります。</p>